産業文化研究15
資料(2006年３月)

産業融合による新産業システム開発と雇用創造

― 青森県経済への提言・農業関連部門編 ―

三　浦　賢　治

目　　次

1　青森県経済への提言の背景
2　農業を核とした新産業システムの必要性
3　農業融合産業システムのイメージ（全体像）
4　農業融合産業システムの目標
5　農業融合産業システム構築の実際（試論）

1　青森県経済への提言の背景

青森県のように伝統的に第一次産業の比重の高い地域では、第一次産業の再生・再活性化を図ることより雇用の維持・創出を図ることが最も効率的・合理的な方策と考えられる。特に、第一次産業は基本的に環境保全的・資源循環的・人間生活との共存持続可能性を持つ産業であり、この産業の振興が同時に地域社会の豊かさと直結するという特徴を有している。第一次産業を「斜陽産業」とみなす古い考え方を変え、第一次産業を県民全員の「財産」として発展させるという発想が必要ではないだろうか。本稿では、第一次産業の中の農業を核とした新産業システムを開発することにより、雇用創造をはじめ地域が豊かになる方策について提言する*。

2　農業を核とした新産業システムの必要性

ほとんど全ての先進国において、経済発展とともに農業の比重が低下していくことはよく知られている。この原因は、製造業と比較してみると良く分かるように、農業は土地に依存した作物生産であるために自然による制限（畜産は動物飼育の制限）があること、伝統的に形成されてきた農業経営の孤立・分散性、等にある。これらは、製造業で効率を高める原因とされる「規模の経済」、「範囲の経済」、「事業の経験効果」、「連結の経済」等の働きにくい要因となっている。それ故、これからの農業発展は、伝統的農業の弱点・限界を手当てした、新しい産業システムの開発によって可能となるのではないだろうか。

3　農業融合産業システムのイメージ（全体像）

最初に、本稿で提案する新産業システムのイメージをつかむために、図１に農業を中心とした産業融合のイメージを示した。この図の縦方向には（垂直的には）原材料供給者から消費者までを融合すること、横方向には（水平的には）農業関連産業との融合を図ることがイメージされている。また、実際にどのような人々が関って仕事をするかをイメージするために、図２にコラボ

*本稿は、新八戸市経済雇用対策会議（八戸市、平成17年度）の委員として提出した提言を元に修正･加筆を加えたものである。

レーションのイメージを示した。

図１　産業融合のイメージ

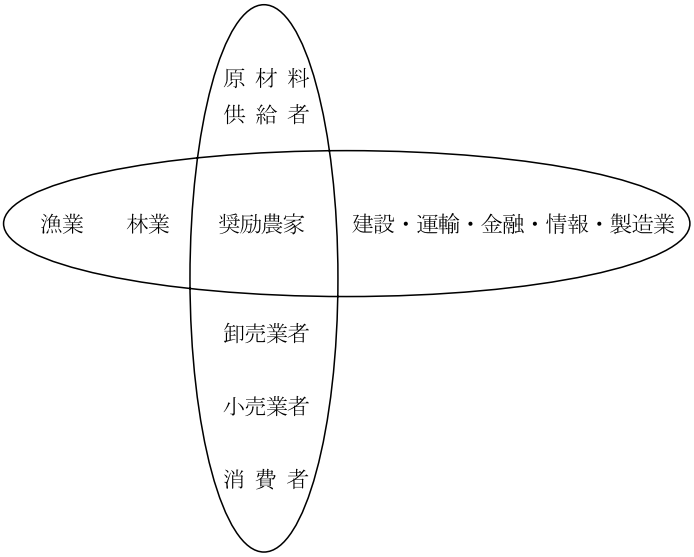

図2　コラボレーションのイメージ

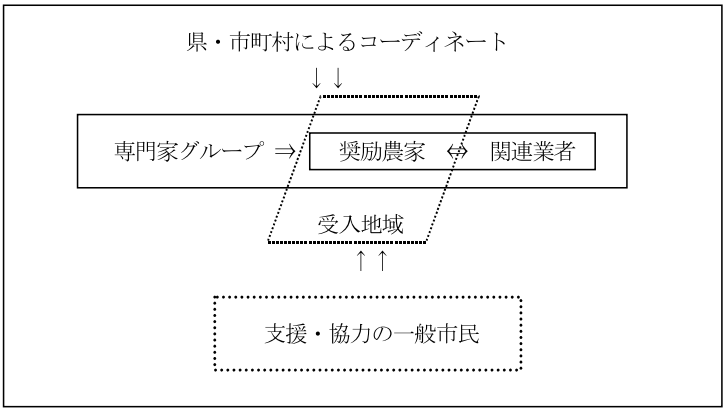

４　農業融合産業システムの目標

本稿が提案する産業システムを構築する第一の目標は、地域における雇用創造である。しかし、図１、図２に示すように、本システムは地域の土地利用・環境と深く関り、しかも数多くの関係者の協力・努力無しには実現されない。このため、本システムは高い公共性を持ち、その目標も必然的に複数とならざるをえない。

目標１　高度な農業生産技術と農業経営技術を持った「専門的（プロフェッショナル）」農業者を育成する。

目標２　良好な環境と高い農業生産力を持ちかつ特色（魅力）ある農業地域を形成し、食料の地域（県）内自給を達成し、さらに域（県）外移出を目指す。

目標３　このシステム構築の中で、農業生産・経営に関連する専門的知識を研究・開発・蓄積・継承し、これらを県民の共通の財産として公開・共有する。

私見では、このシステム作りの中で、様々な知識・技術を身につけた人材を育成し、これを今後の青森県における人材育成の一つのモデルケースとしてはどうかと考える。つまり、青森県民は「単能型」ではなく「多能型」（マルチタレント型）の人材育成を特徴とする道を選択することである。

５　農業融合産業システム構築の実際（試論）

本稿の提案するような産業システムの構築（以下では「事業」と呼ぶ）は、過去に例がないと思われ、その実施にあたってはきわめて多くの困難が予想される。しかし、そこでの困難のほとんどは、歴史的に形成されてきた制度の問題に起因すると予想されるため、決して解決できない困難ではないと思われる。以下、「たたき台」として試論を提案する。

（１）事業の進め方の概要

本事業では、以下に述べるような農業地域を、県および該当市町村がオルガナイザーとなって育成していく。１年度に県内３農業地域を募集・選定し、各農業地域は原則として３年間で終了することとする。開始後の事業の進展度合いにもよるが、一応10年間（実質12年間）を計画年度とし、３年ごとに事業の継続の成否を検討する。

事業予算は県と担当する市町村の折半とし、県・市町村からの担当者によって事業の継続性と事業関連知識の蓄積・向上を図ることとする。

県と市町村が中心となって、事業の実施主体となる組織が必要である。

（２）事業の具体的内容

一つの農業地域は５世帯で構成し、１世帯は成人２人で構成する。１世帯が農業経営の１単位となる。農業経営の基礎単位を１世帯とするのは、農業経営の規模を確保するため、２人での相互研鑽を積むため、事業の公開性を保つため、である。ただし、奨励農家として採用され、奨励金の貸与・返還の主体はあくまでも個人を単位として行う。以下、実際の事業の具体的内容をみるために、まず、Ａ：１世帯（以下「奨励農家」と呼ぶ）に即してみる、次いで、Ｂ：奨励農業地域全体についてみる、こととする。

Ａ：奨励農家に即してみる

１）タイムスケジュール（奨励農家としての採用から終了まで）

前 年 度：奨励農家募集への応募→試験（・学力試験＋・健康（体力）試験＋・意欲人柄試験）合格→「奨励農家」の決定→事前研修へ参加（途中リタイヤアを考慮し、次点者を数名決めておく）、翌年の農業開始のための各種の準備。

第１年度：農作業の開始、奨励金１人当り500万円の支給、年度末の結果報告。

第２年度：農業２年目、奨励金１人当り300万円の支給、年度末の結果報告。

第３年目：農業３年目、奨励金１人当り200万円の支給、３年間の結果報告。

第４年目以降：（定住）現地で農業を続ける場合→基本的に自立する（後述）。
（転出）現地から離れる場合→奨励金の一部の返還（後述）。

注１：「１世帯は成人２人」の具体的な構成方法や奨励農家への応募資格等については、実施

に当たって柔軟に工夫する必要があると思われる。

注２：冷害等の不可抗力の災害、予期できない事故・事件等の場合は、修了年を４年目とする場合も考慮する。

２）農業経営の概要・要点

①営農類型

前年度中に「営農類型」と「農業経営計画」を作成し、３年間の収支及び４年目以降の「自立可能な経営類型」を作り上げることを目標とする。

営農類型には、必ず「共通部門」として（イ）稲作、（ロ）畜産、（ハ）加工部門、（ニ）環境保全部門を入れる。この共通部門は、個人あるいは１世帯で経営するより、ある経営規模をもって経営する方が絶対的に効率的・合理的であるから、個人部門と協働部門を計画的に分担し、全５世帯の共同責任で実施することとする。

（イ）稲作については、機械化された大規模経営とし、収益性を上げることを目的とする。ただし、環境・安全を配慮した「先進的稲作」を目指す。

（ロ）畜産については自給と資源循環を考慮した「マイペース型」とするが、飼育のみならず、繁殖から屠殺解体・加工までが可能な知識・技術を身につけるようにする。

（ハ）加工部門は、冬場（農閑期）の対策として、また、循環型・資源活用型農業とするため必ず設けることとする。

（ニ）環境保全部門は、里山（林地）、河川、堆肥づくり等、直接的な収益に結びつかなくとも、長期的な環境の維持・改善のために取り組む。

各奨励農家は、上記「共通部門」を備えた上で、それぞれが望む作目・畜種、栽培方法・経営方法を採用した農業経営を実行することとする。その際には、それらの農業経営が、当該農業地域の「特色ある（魅力ある）農業地域」づくりにつながるよう心がけることとする。

なお、農業の場合には、作目選択に当たって気候・風土・歴史からくる地域性を考慮しなければならないので、地域の人や専門家と良く相談の上進めることとする。

②１世帯の農業経営の規模の目安

水田２ha、畑５～10ha、宅地１ha、共同の放牧地をある程度、可能ならば林地（里山）。農業可能な土地と立地環境を揃え、その利用関係を調整するためには周到な準備が必要である。農業開始にあたっては、農地の「質」のレベルに応じて基盤整備計画を立てる必要がある。

③４年目の「経営的独立」時期の目標

年間農業所得（売上高ではなく、必要経費等全て控除した「所得」で）の１世帯500万円（１人当たり250万円）、これに、金額換算で１世帯100万円（１人当たり50万円）以上の自給部門がある経営を目標とする。

④一般住民による支援体制

農業の弱点である「繁忙期」に対処するための、都市住民を中心とする「支援体制」を作る。また、この農業地域の趣旨を広く理解してもらうため、原則として事業年度の３年間はこの地域の公開性を確保する。

３）奨励金の使い道（この事業の場合次年度への繰越を認めてはどうか）

＜個人単位＞

・各年度、10万円×12月＝120万円は生活費に当てる。

・初年度380万円、２年度180万円、３年度80万円は、下記の項目に支出する。

基盤整備費、生産技術指導料、農業機械・設備・施設費、種苗・肥料費等、選別・出荷費、加工技術取得費、販売・輸送費、パソコン等情報関連費用、(居住用住宅費)。

＜これらの経費の使い方の基本的考え方＞

上記コラボレーションのイメージにみるように、奨励農家は、受入地域・専門化グループ・関連業者と協働しながら仕事を進める訳だが、奨励金はこれら協働する相手に対して支払う。この際、受入地域・専門化グループ・関連業者自身がこの事業によって知識を学習・研究・開発することを名目に「通常の事業費の半額」を目安に事業費を支払うこととする。

生活費以外の奨励金は、農業のために投入されるが、それは全５世帯が全体として（規模の経済が働くように）計画的に使う。その際、農家自身が働いてその技術を身につける、技術指導に当たる人（事業者）は「通常の半額」ベースで技術指導にあたり、それらのコーディネーターを支庁が担当する、というシステムとして事業を進める。

４）奨励金の返還方法

（定住）の場合：現地において10年間農業を続ければ、全額免除。農地以外は全て自己の所有となる。農地は「借地」を続けるか「購入」するかを選択する。

（転出）の場合：生活費360万円は10年～20年で返還。農業に投資した640万円の返還は不要であるが、奨励金で購入したものは全て残していくこと。跡地の利用方法については、関係者全員でベストの方策を決定する。

注：ここでの考え方。「自分の働いた分の収入」と「各種の技術を習得するために支払う経費」とのバランスからこの程度が良いかと思うが、実施にあたっては、それぞれの状況に柔軟に対応する必要があると思われる。

５）毎年の報告と審査

農業生産・経営に関するデータは全てパソコンに入力し、客観的に分析・研究できる形で管理する。年度末に、奨励農家と関係者での分析・研究・検討会を経た後に、パソコンによって結果報告書と次年度計画書を作成し、合否の審査を受け、合格したら事業を継続する形とする。

Ｂ：農業地域全体としてみる

１）タイムスケジュール

前年度：県が中心となって、この事業を受入れてくれる市町村・農業地域・指導に当たってくれる農業者を見つけ（募集し）、農業可能な農業地域を準備する。この計画段階から、受入れ地域のみならず、専門家グループ、関連業者の協力を得て事業実施可能性を検討する。奨励農家の募集・決定が終わったら、次年度以降からの実際の計画の策定・準備に入る。

第１年度から第３年度：県および担当市町村が中心となって、実際に事業を進めるに当たっての関連担当者との連絡・調整・進行管理を行う。特に、発生が予想される各種の法律・法令・制度上の問題の解決に当たることが重要になると思われる。完成年度である第３年度に、奨励農家の結果報告を受けて、完了審査を行う。

本事業の継続可否の検討は３年ごとに行うこととして、一応の計画期間を10期生の募集とその終了年となる12年目までとする。

2）全体の中でのそれぞれの担当者の働き

①奨励農家

1農業地域に次の予算措置が必要。第1年度5,000万円、第2年度3,000万円、第3年度2,000万円、3ヵ年で1億円の予算措置が必要。1年に3農業地域を選定するとして、総額3億円。第10期まで募集するとして、計画年度全体で30億円の事業となる。この結果、1年に3農業地域、10年間で30農業地域、300人の専門農業者が誕生することとなる。

今後の検討課題：この事業が順調に進むことを前提に、この事業の卒業生を中心に基金を作り、いずれ県・市町村から独立してこの事業を継続することを検討する。

②受入地域

これだけのまとまった農地を見つけ、かつ新規農業者の指導にあたってくれる地域・農業者がある・いることが、この事業の第一歩である。この事業で開発された知識やシステムが、その受入地域の農業発展にも貢献することを想定しているが、この事業の意義に共感する、熱意ある市町村・地域が名乗りを上げることが望まれる。

③関連業者

この事業では、農業基盤整備、種苗・資材の調達、農業機械の調達・修理・熟練、選別・包装・出荷・配送、卸売・小売販売、パソコンによる管理等で、関連業者と奨励農家が協働を行なうこととしている。ここで想定しているのは、通常の（従来の）商取引ベースとは異なった、「参加者双方がメリットを見出す」新しい事業方式（これを融合と呼んでいる）である。例えば、農産物の販売方法では、これまでは「作ったものを農協・卸売・小売に売る」という形であった。新システムでは、小売業者が（自分の販売計画に基づき）「何をどう作るか」の生産段階から関与し、販売自体を協働して行うのである。このような協働によって、参加する関連業者自身が事業知識･経験を身につけることにメリットを見だす事が、「通常料金の半額」で実施することの根拠となっている。

④専門化グループ

地域のリーダー的農家、農業改良普及員、農協の営農指導担当者、試験研究機関、保健所、大学・短大・専門学校等で専門化グループを形成し、奨励農家の農業生産・農産物加工・農業経営・情報処理等の指導に当たる。ここでの協働によって、奨励農家にとってのみならず、当該地域にとっての知識･技術が開発され、それが公開され有効に活用されることが期待される。

⑤県・市町村によるコーディネート

以上の①～④の関係者を統合したシステムをつくり、それを円滑に運営する鍵となるのが県および市町村の担当者の役割である。このようなシステムは、これまで形成されてきた縦割り行政組織・産業システムと衝突することが予想される。様々な法律・制度上の制約を創造的に解決して、このシステムの目的達成を促進することが期待される。

⑥支援・協力の一般市民

農業の弱点である農繁期での援農体制の構築、冬場を中心とする農閑期での仕事の場の確保のために都市住民を中心とした一般市民の協力体制を構築することが必要である。このような都市住民との定期的交流が、農業への理解を深め、ひいては農業を地域の共通財産とする意識を生み出すことが期待される。